

教科「情報」新設への疑問

愛知大学 佐々木 享

1 注目される教科「情報」の新設

今回の学習指導要領改訂では、高等学校の教育課程に「情報」という教科が新設されました。そのうえ情報に属する科目のいくつかを普通教育としての科目として位置づけ、これをすべての生徒の必修としています。これは、「総合的な学習の時間」の創設必修化とともに、今回の高等学校学習指導要領改訂で最も注目される問題の一つです。

教科「情報」の新設はいわゆる情報化の流れの一つで、そこで一貫して強調されているのはコンピュータ操作に関する学習です。コンピュータは便利で優れた道具であることを疑う余地はありません。高等学校の専門学科に早くから情報処理関係の科目が導入されたのは、道具としての位置づけが明確だからです。また高等学校に限らず普通教育の種々な科目の中でコンピュータ操作を活用した実践は、これまでも少なくありません。しかし、普通教育としての教科「情報」の新設やその必修化には、たくさんの疑問があります。

2 貴重な時間を割く教科「情報」の必修化には疑問

中学校では現在すでに技術・家庭科において「情報基礎」が事実上必修の状況になっていますし、さらに今回改訂された中学校学習指導要領では、技術・家庭科の技術分野において「情報とコンピュータ」の領域が男女の必修とされています。コンピュータ操作それ自体は技術教育ではありませんから、これを技術科で扱うことには問題があります。しかしいずれにせよ、高等学校に入学する以前から生徒たちがコンピュータ操作をすでに学んでいることを無視することはできません。またE-mailなどは中学校段階ですでにかなりの教科に取り入れられていることも考慮されるべきでしょう。高等学校の貴重な時間を割いてコンピュータ操作を教科とすることには重大な疑問があります。

3 選択必修方式や当分の間の代替措置にみられる安易さ

「情報A」「情報B」「情報C」の中からいずれか1科目を必修修させるといいうわゆ

る選択必修という方式も、必修化の根拠が曖昧であることを示唆しています。

教科の新設については、当然教育職員免許法改正による免許教科の新設が必要です。しかし文部省は、この法改正は少なくとも数年さきになると言っています。（元来教科「情報」はコンピュータ操作学習につきますから、免許状授与のためとはいえ、それを大学における複数の専門的な学科目として構成すること自体が、甚だ疑問です。）そこで当面の措置が問題になりますが、学習指導要領は、「当分の間、特別の事情がある場合には」というもったいぶった条件をつけて、「以下に掲げる科目のうち1科目又は2科目の履修をもって、その履修に替えることができる」とされています。代替できるのは以下のとおりです。

- ①「数学B」の一部のコンピュータと情報に関する内容、または「生活技術」の一部の情報に関する内容の履修（代替できる単位数はそれぞれ1単位）
 - ②普通科及び総合学科における「農業情報処理」「情報技術基礎」「情報処理」、「水産情報処理」、「家庭情報処理」、「看護情報処理」又は「福祉情報処理」の履修
 - ③公民、数学、理科又は家庭の各教科に属する学校設定科目として設ける情報に関する科目の履修（公民に属する科目の履修をもって代替できる単位数は1単位）
- 代替できる「生活技術」の一部とは「家庭生活と技術革新」をさし、こうした甚だ柔軟な代替措置も、教科新設の根拠の曖昧さを示唆し、教科を新設する必要性を疑わせます。

4 専門学科においては代替科目で

教科「情報」の必修化は、全体的な授業時間削減の中での必修科目増ですから、専門学科における専門教育を圧迫することが懸念されます。しかしこの点については、高等学校学習指導要領の第1章総則の「第3款 各教科・科目の履修等」の2の2すなわち「専門教育に関する教科・科目の履修によって、上記1の必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教育に関する各教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる」という規定（大蔵省印刷局版の7頁）による代替措置をとることができます。専門学科では早くから情報処理関係の科目が原則履修科目とされていました。今次改訂ではこれらの科目は原則履修科目から外されましたが、だからといってこれらの科目を履修させなくなる学科はないと思われますから、工業に関する学科の「情報技術基礎」のような、それぞれの学科の情報処理関連科目をもって普通教科としての「情報」に代替することができるわけです。

5 教員対策の安易さ

普通科においては、担当教員を確保することも問題となります。この点について文部省は、2000年度から3年間にわたって、教科情報の科目を担当する予定の教員を対象とし

て、短期の講習を計画していると伝えられています。前回の改訂により家庭科に属する科目が男女の必修とされた際に、いくつかの県では現職教員を対象に、1年間職場を離れて大学などで学習させて免許状を交付する措置をとったことが知られています。こうした経験に照らしても、教科情報の導入は甚だ安易であるといわざるを得ません。

6 情報に関する学科の新設への疑問

今回の学習指導要領改訂では、専門学科の一つとして「情報に関する学科」が新設されました。高等学校にはかなりの数の情報技術科（工業に関する学科の一種）や情報処理科（商業に関する学科の一種）がすでに設置されています。その経験によれば、情報処理科はその卒業生の進路からみても商業科の一つのコースのような感じです。情報技術科の場合は独自性がかなり強いようですが、それだけに進路開拓には苦勞が多いようです。

つきつめれば、あれこれのコンピュータ操作に関する学習に過ぎない科目を並べて専門学科を構成することには疑問を禁じ得ません。

7 教科「情報」に関する討議を深めよう

高等学校の教師は教科の専門家として養成されており、これは高等学校教育の水準の維持向上に積極的な意味をもっています。他面でこのことは、他の教科のことについては口出ししない一種のおくゆかしさにつながっています。筆者は、ある意味では当然のこの姿勢が、新設される教科「情報」についてもあまり発言しない結果になることを懸念します。

この教科についての専門家はまったくいないも同然なのですから、高等学校教育を全体としてとらえる観点から積極的に発言する必要があります。

